

第百五十三号議案

東京都立看護専門学校条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年五月二十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都立看護専門学校条例の一部を改正する条例

東京都立看護専門学校条例（昭和五十二年東京都条例第七十八号）の一部を次のように改正する。
別表第一東京都立広尾看護専門学校の項位置の欄を次のように改める。

東京都世田谷区上北沢二丁目一番三十一号

附 則

この条例は、令和六年九月一日から施行する。

（提案理由）

東京都立広尾看護専門学校の移転に伴い、位置を改める必要がある。